

市町農業振興地域整備計画の策定または変更に係る同意基準

平成 23 年（2011 年）10 月 4 日策定

平成 30 年（2018 年）3 月 15 日変更

滋賀県農政水産部農政課

第 1 市町農業振興地域整備計画の策定または変更に係る同意基準を定める根拠等

1 市町農業振興地域整備計画の策定または変更に係る知事同意の根拠

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「法」という。）第 8 条第 4 項（法第 13 条第 4 項において準用する場合を含む。）において、市町村は、農業振興地域整備計画（以下「農振整備計画」という。）を定めまたは変更しようとするときは農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和 44 年政令第 254 号。以下「令」という。）で定めるところにより、当該農振整備計画のうち、同条第 2 項第 1 号に掲げる事項に係るもの（以下「農用地利用計画」という。）については、都道府県知事に協議をし、その同意を得なければならないとされている。

2 同意基準を定めることについての根拠

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 250 条の 2 第 1 項において、都道府県の機関は、市町村からの法令に基づく協議の申出があった場合において、同意をするかどうかを法令の定めに従って判断するために必要とされる基準を定め、かつ、行政上特別の支障があるときを除き、これを公表しなければならないとされている。

3 以上から、法第 8 条第 1 項の規定に基づき市町が定めようとする農振整備計画のうち、農用地利用計画について、同条第 4 項（法第 13 条第 4 項において準用する場合を含む。）の知事の同意をするかどうかを法令の定めに従って判断するために必要とされる基準を、地方自治法第 250 条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のように定める。

この同意基準の内容は、法、令および農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号。以下「規則」という。）の規定に基づくものであり、その適用に際しては、法令の解釈等について示した農業振興地域制度に関するガイドライン（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 C 第 261 号）等関係通知を必要に応じ引用し判断するものとする。

第 2 市町が農振整備計画を定めまたは変更しようとするときの知事の同意の基準（形式的事項）

農振整備計画を定めまたは変更しようとして法第 8 条第 4 項（法第 13 条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく市町から知事への協議があった場合、知事は、以下について確認した上で第 3 に示す基準に基づき判断するものとする。

1 農振整備計画の内容

農振整備計画が法第 8 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づき定めまたは変更されるものであること。

(1) 知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部または一部がその区域内にある市町において、その区域内にある農業振興地域について定めまたは変更される農振整

備計画であると認められること。

また、当該農振整備計画が令第3条第1項および第2項ならびに規則第3条の2第1項に規定する者の意見を聴いて定めまたは変更されるものであること。

- (2) 農用地利用計画が、規則第4条の規定に基づき、
 - ① 農用地区域に含まれる土地と含まれない土地との区別
 - ② 農用地区域内の土地の農業上の用途区分を明らかにして定められるものであること。
- (3) 農振整備計画の内容として、法第8条第2項および第3項の規定に基づき必要な事項が定められるとともに当該事項の内容に不足がないと認められるものであること。

2 農振整備計画の案の縦覧等手続

法第8条第4項（法第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき知事への協議を行おうとする農振整備計画の案は、法第11条の規定に基づき次により縦覧等の手続を了したものであること。

- (1) 法第11条第1項（法第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農振整備計画を定めまたは変更しようとする旨を公告し、定めまたは変更しようとする理由書を添えて農振整備計画の案を縦覧に供したものであること。（縦覧の期間は、公告の日の翌日から起算しておおむね30日間とし、最終日が市町の休日である場合はその翌日までとしたものであること。）

なお、公告に際し、市町の住民にあっては同条第2項（法第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農振整備計画の案に対して意見書を提出することができる旨、農振整備計画の案の農用地区域内の土地の所有者等にあっては同条第3項の規定に基づき農用地利用計画の案に対して縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議の申出ができる旨の教示がされているものであること。

- (2) 法第11条第4項（法第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市町への異議の申出があった場合は申出のすべてについて市町の決定があり、かつ、同条第6項（法第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、知事への審査の申立てがあった場合は申立てのすべてについて知事の裁決があるものであること。
- (3) 国有地を含めて農用地区域を定めまたは変更しようとするときは、法第11条第10項（法第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該国有地を所管する各省各庁の長の承認を受けているものであること。

第3 法第8条第4項（法第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市町が農振整備計画を定めまたは変更しようとするときの知事の同意の基準（実質的事項）

農振整備計画を定めまたは変更しようとして法第8条第4項（法第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく市町から知事への協議があった場合、知事が同意するか否かについては、第2の形式的事項を確認のうえ以下に示す基準に基づき判断するものとする。

1 農振整備計画における一体性の確保等

法第6条第2項に規定する地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる農業振興地域において市町が定めることとしている農振整備計画は、法第10条第1項の規定に基づき、当該農業振興地域において総合的に農業の振興を図るために必要な事項を一体的に定めまたは変更するものでなければならない。

また、

(1) 法第4条第1項の規定に基づき知事が定める農業振興地域整備基本方針に適合する

(2) 法第4条第3項に規定する計画との調和が保たれている

(3) 当該農業振興地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して定められているものでなければならない。

2 農振整備計画は、法第10条第2項の規定に基づき、議会の議決を経て定められた当該市町の建設に関する基本構想に即して定めまたは変更するものでなければならない。

3 農振整備計画を定めまたは変更しようとする場合の農用地利用計画は、法第10条第3項の規定に基づき、農業振興地域内の農用地等および農用地等とすることが適当な土地であって同項各号に規定する次に掲げるものにつき定めるものでなければならない。

(1) 第1号に規定する集団的に存在する農用地で、令第6条に規定する規模（10ヘクタール）以上のもの

(2) 第2号に規定する土地改良事業等の施行に係る区域内の土地。なお、同号に規定する土地改良事業等は、規則第4条の3各号の要件を満たすものであること。

(3) 第3号に規定する集団的に存在する農用地および土地改良事業等の施行に係る区域内の土地の保全または利用上必要な施設の用に供される土地

(4) 第4号に規定する法第3条第4号に掲げる土地（農業用施設用地）で、令第7条に規定する規模（2ヘクタール）以上のものまたは(1)および(2)に掲げる土地に隣接するもの。なお、農業用施設については規則第1条各号に掲げるものとする。

(5) 第5号に規定する(1)から(4)までのほか、当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地

4 農振整備計画を定めまたは変更しようとする場合の農用地利用計画は、法第10条第3項の規定に基づき、3に掲げる農用地区域内の土地において、当該農業振興地域における農業生産の基盤の保全、整備および開発の見地から、必要な限度において規則第4条の2第1項および第2項に規定する以下の基準に従い区分する農業上の用途を指定して定めるものでなければならない。

(1) 規則第4条の2第1項第1号イからニまでに掲げる次の土地の区分に従い指定する。

① イの土地：法第3条第1号に掲げる土地のうち、耕作の目的に供される土地

② ロの土地：法第3条第1号に掲げる土地のうち、主として耕作または養畜の業務のための採草または家畜の放牧の目的に供される土地

③ ハの土地：法第3条第2号に掲げる土地

④ ニの土地：法第3条第4号に掲げる土地

なお、法第3条第3号に掲げる保全利用施設の用に供される土地については隣接する土地の区分に従い指定する。

- (2) 規則第4条の2第1項第2号の規定に基づき、農用地区域内の土地を(1)の用途に供することにより、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないよう指定する。
- (3) 規則第4条の2第2項の規定に基づき、農用地区域内の一定の区域における当該区域の特性にふさわしい農業の振興を図るために必要があるとして大規模な農業経営に適する土地その他の特別の土地の区分を設ける場合は(1)の用途をさらに細分して指定する。

5 法第10条第4項の規定に基づき、同条第3項の農用地等および農用地等とすることが適当な土地として農用地区域に定められた土地であっても、土地改良法(昭和24年法律第195号)第7条第4項に規定する非農用地区域内の土地その他令第8条各号に掲げる以下の土地は含まれないものとする。

- (1) 令第8条第1項第1号に規定する国立研究開発法人森林研究・整備機構法(平成11年法律第198号)附則第8条第3項の規定によりなおその効力を有することとされた旧独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)第15条第6項および国立研究開発法人森林研究・整備機構法附則第10条第3項の規定によりなお効力を有することとされた旧農用地整備公団法(昭和49年法律第43号)第21条第6項において準用する土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域内の土地。

なお、非農用地区域の土地について、土地改良施設用地または農業用施設用地としてその用地の確保と計画的な配置を図る場合等、地域の農業振興を図る上で農用地区域に含めることが適当と考えられる場合については、農用地区域から除外しないこととしても差し支えない。

- (2) 令第8条第1項第2号に規定する優良田園住宅の建設の促進に関する法律(平成10年法律第41号)第4条第1項の規定による認定を受けた同項に規定する優良田園住宅建設計画(同条第4項および第5項の協議が調ったものに限る。)に従い同法第2条に規定する優良田園住宅の用に供される土地

- (3) 令第8条第2項に規定する地域整備施設の用に供される土地(同条第1項第3号イまたはロに掲げる事業の施行に係る区域内にあるものにあつては、当該イまたはロに定めるものに限る。)であつて、当該土地を農用地等(法第3条に規定する農用地等をいう。)以外の用途に供することにより、その周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用および同条第3号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められるもの

- (4) 令第8条第1項第4号に規定する公益性が特に高いと認められる事業に係る施設のうち、農振整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもので規則第4条の5第1項各号に掲げる施設の用に供される土地

6 農振整備計画の変更は、法第13条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備基本方針の変更もしくは農業振興地域の区域の変更により、法第12条の2第1項の規定による基礎調査の結果によりまたは経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じた

ときに遅滞なく行われるものでなければならない。

このため、市町において、農振整備計画の変更の必要が生じたとする明確な理由が示されるものであること。

- 7 法第 10 条第 3 項各号に該当する土地について、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、6 に示す変更の必要が生じたとする明確な理由とともに、法第 13 条第 2 項各号に掲げる要件のすべてが満たされる場合でなければならない。

なお、法第 15 条の 2 第 8 項に規定する国または地方公共団体が農用地区域内において開発行為をしようとする場合において、規則第 35 条各号に掲げる施設の用に供する土地については、同項の協議を了していなければ、法第 13 条の規定に基づく農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更はできない。